

# 令和4年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和4年6月29日（水）午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室  
(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員（敬称略）  
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、城戸 照子、清水 立茂、松隈 久昭  
労働者代表：藤本 雅史、稲福 史、鹿嶋 秀和、山田 功一、原口 享子  
使用者代表：小野 賢治、中島 英司、藤野 久信、宮脇 恵理
- 4 事務局  
大分労働局：中山 局長、中井 労働基準部長、金田 賃金室長  
田口 賃金室長補佐
- 5 議題
  - (1) 大分地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
  - (2) 大分県最低賃金の改正諮問について
  - (3) 大分地方最低賃金審議会の審議日程について
  - (4) 大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について
    - ①大分地方最低賃金審議会運営規程について
    - ②大分地方最低賃金審議会確認事項について
    - ③大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程について
  - (5) 運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について
  - (6) 「大分県最低賃金に関する基礎調査」について
  - (7) その他
- 6 議事録

賃金室長

それでは、大分地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただき誠に有難うございます。

最低賃金の決定につきましては、最低賃金法第20条により、公益、労働者、使用者の各代表委員からなる最低賃金審議会を設置することとしております。

本日は、使用者代表の神委員から欠席との連絡をいただいております。本審議会には14名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、審議会委員の3分の2以上または各委員の3分の1以上出席していますので、審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。

本日は、令和4年度の大分地方最低賃金審議会として、初めての審議となりますので、会長と会長代理が選任されるまで、私の方で議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、1回目の本審議会は従前から公開としております。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきますのでご了承いただければと存じます。

着座で進めさせていただきます。

最低賃金法第23条第2項では、委員の任期は2年間とされています。皆様は、第56期の委員にご就任いただいております。本年度が2年目ということになります。

本年度、委員の交代がありましたのでご紹介させていただきます。先般、労働者代表の山本委員から、また、使用者代表の飯田委員からそれぞれ辞職の申し出がありましたので事務局はこれを承認するとともに、欠員となりました委員の推薦公示により労働者代表委員として原口享子はらぐちみちこ氏を使用者代表委員として神昭雄こうあきお氏を大分地方最低賃金審議会委員に任命することとなりました。

ご紹介させていただきます。労働者代表の原口委員でございます。

原口委員

初めまして原口と申します。連合大分の女性委員会事務局長を仰せつかっています。普段は、トキハ百貨店の中の労働組合に専従しています。初めてですので皆様に教えて頂くことが多いですけれどもよろしく申し上げます。

#### 賃金室長

ありがとうございました。

神委員は本日欠席ですので後日改めましてごあいさつをいただきたいと思えます。

なお、両委員の任期につきましては、前任者の残任期間の令和5年3月31日までとなっております。

それでは、事務局を務めます大分労働局の職員を紹介させていただきます。

大分労働局長の中山でございます。

続きまして、労働基準部長の中井でございます。

私が賃金室長の金田です。よろしくお願いいたします。

次に、賃金室長補佐の田口です。

審議会が円滑に運営されますよう、務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

議題1「会長・会長代理の選出について」に入ります。

会長、会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と定められており、また、第24条第4項では「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と定められておりますので、公益委員の中から選出をお願いいたしたいと思えます。

本件については、5月17日に公益委員会議を開催して協議しておりますので、荒井委員に報告をお願いいたします。

#### 荒井委員

本件については、事前に公益委員で調整を行った結果、清水委員に会長を、城戸委員に会長代理をお願いしたいとの結論となりました。

賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、荒井委員から会長に清水委員を、会長代理に城戸委員をお願いしたいとの御報告がございましたが、如何でしょうか。

【異議なし】

賃金室長

それでは、会長を清水委員に、会長代理を城戸委員をお願いいたします。

それでは、清水会長には、御挨拶をいただきますとともに、今後の議事進行を宜しくお願いいたします。

会 長

本年度、会長を仰せつかりました清水でございます。これまでと同様に円滑な審議にご協力いただきますようお願いいたします。

会 長

それでは、議題2「大分県最低賃金の改正諮問について」に入ります。

本日、令和4年度の大分県最低賃金の改正に関し、労働局長から諮問があると聞いております。

本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

大分県最低賃金の改正につきましては、例年、局長から最低賃金法第10条に基づく諮問をさせていただいております。

本年度につきましても、本日、局長から諮問させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

清水会長、中山局長におかれましては、恐縮ですが中央にお進みください。

それでは局長から改正諮問文をお渡し願います。

#### 【局長から会長に、諮問文を手交】

会 長

ただ今、本年度の大分県最低賃金改正についての諮問を受けたところです。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金室長補佐

#### 【諮問文（写）の読み上げ】

会 長

局長から今年度の地域別最低賃金額改正の審議にあたり、御挨拶があると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

労働局長

本日はご多忙の中、委員の皆様方におかれましては、本審議会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから労働行政の推進に多大なるご尽力を賜っておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

本日は、本年度第1回目の大分地方最低賃金審議会の開催でございます。第56期の審議会委員の皆様には、昨年4月1日から令和5年3月末までの2年間の任期で審議会の運営をお願いしているところでございます。

昨年から引き続きご就任いただいている委員の皆様、また、本年からご就任いただく委員の皆様には、社会的にも最低賃金について関心が高まる状況の中、慎重なご審議をどうかよろしくお願い申し上げます。

大分県の現在の雇用情勢については、令和4年4月の有効求人倍率は、前月より0.02ポイント増の1.31倍で高水準となっており、新規の求人に改善の動きが続いている状況にあります。しかし、経済・雇用情勢に大きな影響を与える国内外の状況もあり、今後とも、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢等によるサプライチェーンや、円安等が雇用に与える影響について、引き続き注視していく必要があると考えています。

このような中、大分県では、各自治体や使用者団体などが様々な支援策を講じていただくことにより、多くの事業主の皆様が、全力で雇用維持に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。

大分労働局におきましても、雇用調整助成金をはじめとした各種支援を迅速に事業主の皆様にお届けできるよう、体制強化を図りながら取り組んできたところです。

引き続き、雇用調整助成金・働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金等を活用いただき、労使各位にも御協力いただきながら、雇用の維持、事業の継続、安心できる生活・暮らしを確保してまいります。

さて、先程、本年度の地域別最低賃金の改定について諮問をさせていただいたところですが、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、

- ・最低賃金引き上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や、取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引き上げに取り組む。

- ・最低賃金について、官民が協力して引き上げを図るとともに、その引き上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を配慮し、しっかりと議論することとされたところであります。

このため、中央最低賃金審議会の目安金額の審議においては、この政府の基本方針を踏まえ、日本経済の好循環実現に向けての検討が行われるものと考えます。

最低賃金法第1条には、最低賃金制度の目的について、「賃金の最低限を保障し労働条件の改善を図ることにより、国民経済の健全な発展に寄与すると、労働者の経済基盤を確保することにより、日本経済の発展を支えることを明記しています。委員の皆様方にはこの最低賃金法第1条の基本理念を踏まえ、今後のご審議を進めていただきますよう、あらためてよろしくお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。

次に、議題3「大分地方最低賃金審議会の審議日程について」に入ります。昨年度の地域別最低賃金の審議状況について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

昨年の審議状況の説明をさせていただきます。

お手元の資料No.2-1、3ページを御覧ください。

令和3年度における地域別最低賃金、特定最低賃金の審議状況を記載しております。

地域別最低賃金の審議状況は、7月2日開催の本審議会で改正諮問を行った後、大分県最低賃金専門部会を設け、7月13日に第1回を開催しました。そのあとの7月21日の実地視察はコロナによる感染防止の観点から中止とし、同日に参考人意見聴取を行い、8月2日の中央最低賃金審議会の目安伝達後、計4回の金額審議を行っていただきましたが、全会一致の結論とはならず、8月10日に開催された本審議会において、

最低賃金審議会令第5条第3項による採決を経て、公・労側賛成、使側反対で結審となり、答申をいただきました。

その後、8月16日付けで大分県労働組合総連合より異議申出がなされ、8月26日の本審議会において異議申出の取扱いについて審議いただき、8月10日の答申どおりの決定となり、改定金額822円が10月6日発効となりました。

特定最賃については、改正の申し出を7月末までに労働局長宛に提出いただいた6産別につきまして、8月2日の目安伝達に併せて改正の必要性の有無について局長から審議会に諮問を行いました。これを受けて、運営小委員会において8月19日に改正の必要性の有無の審議をしていただき、8月26日の地域最賃の異議審に合わせ、運営小委員会から各種商品小売業を除く5産別について、必要性ありとの報告があり、審議会から改正の必要性の答申をいただき、同日、局長から審議会に改正について諮問を行いました。

これを受けて、9月27日に各専門部会全委員が集まったの合同部会を開催し、産別に分かれて順次調査審議を行っていただき、10月26日に専門部会の報告がなされ、審議会から特定最賃の改正についての答申をいただき、異議の申し出がなかったため、異議審議は開催されず、予定通り12月25日に5産別の統一発効となりました。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問はありませんか。

会 長

最低賃金審議会のところの8月の地賃最賃部会報告答申は、5日となっているが10日でいいですか。

賃金室長

答申を頂いたのは10日です。

会 長

分かりました。

会 長

他にはないようですので、地域別最低賃金改正等、本年度の審議会、部会の運営について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本年度の審議日程等説明させていただきます。

お手元の資料No.2-2、5ページを御覧ください。

本年度の審議日程の案を記載しています。

基本的な審議日程の流れにつきましては、令和3年度と同様となっております。

また、資料7、8ページで、地域別最賃の改正決定までのプロセスと特定最低賃金の改正決定までのプロセスを、9～12ページの資料で地域別最低賃金と特定最低賃金の公示日最短発効予定一覧表を添付しております。

今後の審議会の流れを説明します。本日より事務局は専門部会委員の推薦公示を行いますので、労使委員からの推薦手続きを経て、7月13日（水）に専門部会を設置し、調査審議をお願いする予定としております。

専門部会では、例年、事業場実地視察、参考人意見聴取等を行ってきたところですが、事業場実地視察につきましては、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症を防止する観点から中止とさせていただきたいと考えています。

参考人意見聴取は、7月27日（水）に実施することとし、8月1日（月）に本審を開催し中央最低賃金審議会の目安伝達を行い、本審終了後、専門部会において金額審議を行っていただき、8月5日（金）まで専門部会を開催する予定です。

専門部会による審議がスムーズに進んだ場合は、8月5日午後4時から本審議会を開催し専門部会の報告をいただき、改定決定答申を行いたいと思っております。

改正金額に係る異議申し出があった場合には、8月23日（火）10時から、異議審議を開催することとしております。

なお、専門部会による金額審議が難航し、専門部会の審議が繰り下がった場合は、発効日も繰り下がるとともに、8月5日（金）の地域別最賃改正答申、8月23日（火）の異議審の日程が順次繰り下がることとなります。

次に、特定最賃については、改正の申し出を7月末までを目途に労働局長宛に提出いただき、8月1日（月）の目安伝達に併せて特定最賃の改正の必要性の有無について局長から審議会に諮問を行います。

これを受けて、運営小委員会において8月17日（水）に特定最賃改正の必要性の有無の審議をしていただき、8月23日（火）の地域最賃の異議審に合わせ、運営小委員会結果報告がなされ、審議会から改正の必要性の答申をいただき、同日、局長から審議会に特定最賃の改正について諮問を行います。

これを受けて、9月26日（月）に各専門部会全委員が集まったの合同部会を開催し、特定最賃専門部会において産別に分かれて順次調査審議を行っていただき、10月26日（水）に各特定最賃専門部会の報告がなされ、審議会としての特定最賃の改正についての答申をいただくという流れとなります。

令和4年度の最後となりますが、令和5年3月3日、特定最賃意向表明と令和5年度の最低賃金審議日程の審議を行います。

資料9ページの地域別最低賃金の公示日最短発効効力発生一覧表をご覧ください。この表は、答申日と発効日の関係を示している表ですが、例えば、表の5段目となりますが、8月5日に答申となった場合は、8月23日に異議審議を行うとともに官総（内閣官房総務課）持込の手続きを行い、30日間の官報公示期間を経て、10月1日の発効となる先程説明しましたスケジュールが示されております。

8月5日（金）の答申が繰り下がった場合の発効日との関係は、これを見ていただくとわかるようになっております。

机上に参考資料としまして、令和4年度審議日程（案）を配布してい

ます。8月5日の審議が繰り下がった場合のためのものです。

繰り越し答申日として、8月8日と8月9日と、それに対応する異議審議8月24日と8月25日を青色でお示ししております。

10月1日発効のために8月5日の答申をいただくのが基本ではありますが、昨年の審議状況から、結果として繰り越しが行われる可能性もあると思われますので、日程の確保等ご準備をお願いいたします。

会 長

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、実地視察を中止したい等、一部の計画を変更する提案がありましたが、これらを含めて、ただ今の事務局の説明に対して、何か質問、意見等はありませんか。

中島委員

異議審議は例年あるんですか。

賃金室長

地賃は例年異議申し立てがありますので異議審議はあります。特賃は異議申し立てがありませんので今まで異議審議はありません。

会 長

その他何かありますか。よろしいでしょうか。

【意見等なし】

会 長

それでは、ただ今の事務局から提案の日程で審議を進めることといたします。

次に、議題4「大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について」に入りますが、議題4の1「大分地方最低賃金審議会運営規定について」、まずは事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料No.3-1、13ページの「大分最低賃金審議会運営規定」の概要の説明をさせていただきます。

本年は、事務局から改正の提案はございません。

この運営規程は、本審議会を運営するにあたり、その取扱いを定めたものでございます。

第2条に「会議の招集」は、会長、大分労働局長、5人以上委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催要求があったときは会長が行う、第3条に「小委員会の設置規定」、第4条に「委員の欠席」に関する事、第6条に「会議の公開」に関する事、会議は、原則公開とする。公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができること、第7条に議事録の作成に関する事等が規定されています。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か御質問、御意見はございませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、本審議会は、この運営規程に基づき運営することとします。

## 会 長

次に、議題4の2「大分地方最低賃金審議会確認事項について」に入りますが、この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

## 賃金室長

昨年度の審議会で運用していた「大分地方最低賃金審議会確認」を資料No.3-2、17ページとして添付しています。

内容の概要を申し上げますと、確認事項1については、専門部会が全会一致で決議した場合にのみ、それを審議会の決議とみなすという取扱いの確認です。

次のページに根拠となる最低賃金審議会令の抜粋を添付しますのでご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、大分最低賃金審議会では、全会一致についてのみ適用することとしています。

確認事項2については、審議会の議決は審議会令第5条第3項によるが、全会一致に向けて努力することについての確認です。

確認事項3については、審議は原則として午後5時までとするという取扱いの確認です。

確認事項4については、「平成14年12月6日付け中央最低賃金審議会 産業別最低賃金制度全員協議会報告」についての確認であり、特定最低賃金の必要性の有無の審議は運営小委員会の場で行うこと、審議に際しては、関係労使がイニシアティブを発揮し、全会一致の議決に至るよう努力することなどを含めての確認です。

例年、意向表明の後、改正申し出のあった特定最低賃金の改正の必要性の有無については、運営小委員会で御検討いただいているところです。

今年度につきましても、既に令和4年3月2日付けで意向表明がなされており、労働者側より正式に改正申し出が予測される6業種の特定最低賃金の改正の必要性の有無については、事務局としては、例年どおり運営小委員会で検討を行うこととして差し支えないのではないかと考えております。

確認事項5については、本年度の特定最低賃金の発効日については、例年のとおり12月25日を目途にすることについての確認です。

これまで現行6産別の発効日を統一するという考え方に立つもので、発効日は例年どおり12月25日とすることを本審で確認いただくこととしております。

会 長

ただ今の事務局の説明について、何か質問、意見等はありませんか。

**【意見等なし】**

会 長

それでは、本年度の審議会についても、この確認事項を踏まえて審議することとしてよろしいでしょうか。

**【異議がないことを確認】**

会 長

それでは、ただいま承認をいただきましたので、事務局は、日付が入った確定版を配布してください。

**【事務局は承認された確認事項を配布】**

会 長

本年度の審議会、部会の運営に当たっては、できるだけ審議の効率化を図っていくとともに、全会一致の結論が得られるよう各委員に御協力をよろしくお願いします。

会 長

次に議題4の3「運営小委員会規程について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No.3-3、21ページをご覧ください。

本年度、事務局からの改正の提案はございません。

運営小委員会は、審議会の運営規程の第3条に「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設置することができる。」と定められており、この運営小委員会規程は、運営小委員会をどのように運営していくかについての取扱いを定めたものです。

第2条に運営小委員会は、公労使各委員3名をもって組織する、第3条に任期は1年とする、第4条に委員は審議会の委員から選出する、小委員会委員長及び小委員会委員長代理を置く、第5条に小委員会委員長、審議会会長、大分労働局長及び3名以上の委員から請求があった時は小委員会委員長が会議を招集すること等が定められています。

本年度もこの運営小委員会規程の内容でご審議いただければと考えております。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、本年度の運営小委員会につきましても、この運営小委員会規程に基づき運営することとします。

次に議題5の「運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について」に入ります。この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

ただ今、委員の皆様にご了解いただきました運営小委員会規程に基づき、委員を選出いただきたいと思います。

運営小委員会の委員は、審議会において公労使各側より御指名いただき、それに基づいて決定させていただいております。今年度についても、例年どおり各側委員より御指名いただき、この場で委員の決定をお願いいたしたいと思います。

会 長

ただ今の説明に対して、何か質問はございませんか。それでは、各側より今年度の運営小委員会委員の御指名をいただき、この場で決定することといたします。

では労働者側は、どなたが運営小委員会の委員をされる予定となっているか、報告をお願いしたいと思います。

藤本委員

労働者側は、私、藤本と稲福委員、鹿嶋委員の3名が担当いたします。

会 長

使用者側は、いかがですか。

藤野委員

使用者側は、神委員、中島委員、そして私、藤野の3名が担当いたします。

会 長

公益は、いかがですか。

井田委員

清水委員、松隈委員、そして私、井田の3名が担当いたします。

会 長

ありがとうございます。

それでは、今年度の運営小委員会の委員を確認いたします。

公益が、松隈委員、井田委員、私、清水。

労働者側が、藤本委員、稲福委員、鹿嶋委員。

使用者側が、藤野委員、神委員、中島委員ということになります  
が、以上の9名の委員ということによろしいでしょうか。

【意見等なし】

会 長

次に「委員長・同代理の選出について」に入ります。

運営小委員会規程第4条第2項により、委員長と代理は公益委員の中から決めることとなっています。

これについては、5月17日の公益委員会議で協議しております  
ので、城戸委員に報告をお願いいたします。

城戸委員

公益委員会議では、松隈委員を委員長に、清水委員を委員長代理  
にお願いしたいとの結論になりましたが、如何でしょうか。

会 長

ただ今、城戸委員から、委員長に松隈委員を、委員長代理に私、清水をとの御報告がございました。これについて御意見はございませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、運営小委員会の委員長は松隈委員に、委員長代理は清水が就くことといたします。

次に、議題6の「最低賃金に関する基礎調査について」に入ります。事務局に、説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No.4、23ページを御覧ください。

最低賃金に関する基礎調査は、大分地方最低賃金審議会における、地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正等の審議に資するため、賃金実態を把握することを目的として、毎年実施しております。

調査対象は、24ページに示しております。大分県内の民営事業所で製造業と情報通信業のうち新聞業及び出版業は労働者数が100人未満、卸売・小売業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉業、その他サービス業は労働者数が30人未満となります。

なお、特定最低賃金の審議に必要な場合は、100人以上を雇用している事業所も調査の対象となります。

調査の項目は、令和4年6月1日現在の労働者の性別、就業形態、年齢、勤続年数、職種、賃金形態、基本給額、手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数等です。

調査は7月末までに終了予定で、地域別最低賃金及び特定最低賃金の審議に必要な産業ごとに、1時間当たりの賃金額に算定しなおし、金額別労働者数の分布表を作成することとしています。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問はありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは最後に、議題7「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

昨年は各地方自治体から意見書が提出されましたが、今年はまだ提出がありません。今後もし提出がありましたらその都度審議会の場で報告いたします。

労使委員のお手元に「最低賃金決定要覧」令和4度版を配付させていただいておりますので、審議会での参考にしていただければと思います。

なお、次回の審議会は7月13日（水）午前10時から開催する専門部会となっています。

会 長

では、その他、各委員から質問やご意見など、何かございましたらお願いしたいと思います。

小野委員

全国加重平均1000円以上となることを目指すという形で国の方は言ってますけれど、今の形で平均加重が1000円を

超すというパターンで見た時、大分県の最低賃金はどのくらいの目途になるという試算はされてないですか。

賃金室長

試算はしてませんが、今の全国加重平均は930円になりますので単純に目安金額が30円前後、去年は28円でしたが大体3%前後で移行するということになっていますので、30円前後になると3年以内後には1000円はオーバーするのかなというふうな形で考えています。

その後の状況については分かりませんが、中央最低賃金審議会の目安審議の中での方針なり政府の方針1000円を上回った時の方針などで決まるのではないかと考えています。

会 長

3%というのは今後審議の中で決めていくということになります。そういうことでよろしいですか。

賃金室長

政府の考え方としてそういうふうになっているということですので。

会 長

分かりました。

会 長

何か他にありませんか。よろしいでしょうか。

【意見等なし】

会 長

以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。

本日の議事録確認委員は、藤本委員、藤野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。